○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（航空管制技術官） **第八条**　（略） ２　（略） （削る） ３・４　（略） ５　第三項に規定するもののほか、航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制技術官とする。 ６　（略）	（航空管制技術官） **第八条**　（略） ２　（略） ３　東京航空交通管制部の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる電気通信回線の監視に関する事務をつかさどる。 ４・５　（略） ６　第四項に規定するもののほか、航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制技術官とする。 ７　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、アジア市場推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官、相互交流促進官及び外客安全対策官） **第四条**　国際観光課に、欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官一人、アジア市場推進官、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官、相互交流促進官及び外客安全対策官それぞれ一人を置く。	（アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官及び相互交流促進官） **第四条**　国際観光課に、アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。